

紫衣免許

正しく定りぬ、依之、御代々、將軍宣下、又繼檢校繼目御禮申上る事先例なり。略

〔南嶺子〕應仁の亂世、吉水安養寺やけたり、今圓山その比源照といへる盲人、五條坊門鳥丸東へ入處より、東山へうつして建立す、源照、後小松院の御めぐみを蒙る事ふかく、初て紫衣を賜りぬ、是より盲人も紫衣を著る事と成にき、又舊記に建業福市とあり、いづれの時よりか、檢校と書を勾當といふ名目をもそへ來りて、むかしとは殊なるか、

〔世間母親容氣〕按摩車廻りのよき万菊婆

眼のなき人も檢校勾當になれば、官銀の割にて十三人口緩々と暮し、家藏を構へ、貸金の利を樂しみ、其子は歴々の町人と成て、兩眼は明ながら、使果して仕まふ類多し、眼のある出家然も腫玉を引くり返して學問しても、誰殿の養子と云はれねば、僧正には任せず、僧正に任せざれば、紫衣は猥りに著られぬ事なるに、後小松院より、玄正といへる盲人に御免ありしより、この方總檢校の紫衣は珍らしからぬ事に成たり、實にも世間は目明千人、盲目千人にて、何が産業になるまじきとは云はれず。略

盲人例

〔唐大和上東征傳〕和上眞 繼 執普照師手、悲泣而曰、爲傳戒律、發願過海、遂不至日本國、本願不遂、於是

分手、感念無喻、時和上頻經炎熱、眼光暗昧、爰有胡人言能治目、遂加療治、眼遂失明、

〔今昔物語 二十四〕源博雅朝臣行會坂盲許話第廿三

今昔源博雅朝臣ト云人有ケリ、延喜ノ御子ノ兵部卿ノ親王明ト申人ノ子也、万ノ事止事无カリケル、中ニモ管絃ノ道ニナム極タリケル、琵琶ヲモ微妙ニ彈ケリ、笛ヲモ艶ス吹ケリ、此人村上

ノ御時ニ□ノ殿上人ニテ有ケル、其時ニ會坂ノ關ニ一人ノ盲、庵ヲ造テ住ケリ、名ヲバ蟬丸トゾト云ケル、此レハ敦實ト申ケル式部卿ノ宮ノ雜色ニテナム有ケル、其ノ宮ハ宇多法皇ノ御子ニテ、管絃ノ道ニ極リケル人也、年來琵琶ヲ彈給ケルヲ常ニ聞テ、蟬丸琵琶ヲナム微妙ニ彈ク、而